白老町地域クラブ運営本部業務委託仕様書

１　業務名

白老町地域クラブ運営本部業務委託（以下「本業務」という。）

２　履行期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

３　業務概要

本業務は、令和７年１２月に国が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の趣旨に基づき、地域クラブの実施のための基盤となる環境整備を図るとともに、地域クラブ活動の一層の推進を図るものであり、少子化が進み学校部活動の維持が困難となっている現状を踏まえ、生徒が自分の興味又は関心に応じて選択できる放課後活動等の環境を提供し、将来にわたりスポーツ、文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するため、地域と学校との連携及び協働によりスポーツ及び文化芸術活動の場を整備、運営することを目的に白老町地域クラブ運営本部を運営する。

４　業務内容詳細

業務内容詳細については、下記項目を基本とする。なお、記載していない事項に関しては、都度協議するが、本業務履行に関して明らかに必要である事項については、委託者の要望に沿った内容で、本業務を受託した者（以下「受託者」という。）は誠意をもって対応すること。

（１）地域クラブ運営本部業務

①指導者の確保及び配置

受託者は、１つの種目に対して指導者及びサポーター（以下「指導者等」という。）を２名以上確保し、実施の都度指導者等を配置すること。ただし、病気や怪我などやむを得ない事業が発生した場合であって、指導の安全性が確保できる場合は１名の配置でも可とする。

②指導者報酬等の支払

受託者は、活動実績報告書等に基づき、指導者等に対し、町が定める単価により報酬等を支払うものとする。

③指導者に対する研修

受託者は指導者等に対して普通救急法などの安全管理やハラスメント防止等、必要な研修を受講させる。

④地域クラブへの参加者の募集及び申込受付

受託者は地域クラブの参加者の募集を行い、参加者の申込受付を行う。

⑤活動スケジュールの調整及び決定

受託者は、指導者等、施設管理者、教育委員会及び学校と連絡調整し、練習日時、練習場所を確保し送迎用車両の手配をする。

⑥参加者、保護者及び学校等との連絡調整

受託者は、参加者の出欠連絡管理を行うほか、参加者・保護者からの問い合わせに対応すること。また、活動中のトラブル（怪我や事故、参加者同士のトラブル等）について、関係者に速やかに報告するとともに、必要な措置を行う。

⑦活動に要する用具等の管理

受託者は、活動に要する用具等を用意するが、ゴールや支柱など大型のものに関しては学校や町体育施設の備品等を使用する。

⑧保険の加入

受託者は、参加者及び指導者等をスポーツ保険（公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険又はそれと同等以上の給付があるスポーツ保険）に加入させなければならない。なお、指導者等については、指導・審判を含むスポーツ活動を補償対象とする。

⑨広報活動

受託者は、地域クラブの普及促進のため、地域クラブのリーフレット作成、ホームページ及びＳＮＳ等による発信、説明会や体験会の開催など、効果的な広報活動を行う。

（２）その他必要な業務

受託者は、上記（１）のほか、地域クラブの運営に必要な業務を行う。

５　提出書類

受託者は、本仕様書の内容に基づき以下に定める書類を適宜委託者に提出することとする。

（１）業務計画書

契約締結後速やかに業務計画書を作成し、提出するものとする。

（２）月次報告書

月次報告書（活動実績、指導者等の勤務実績、事故・トラブル発生状況等）を毎月作成し、翌月の１０日までに提出するものとする。

（３）業務完了報告書

年度終了時には、業務完了報告書（事業成果、課題、収支報告等）を作成し、４月３０日までに提出するものとする。

（４）その他

上記（１）～（３）のほか、受託者は、委託者からの指示に基づき、適宜、必要な書類を作成し、提出するものとする。

６　その他特記事項

（１）個人情報、業務の履行に際し知り得た機密情報を第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。

（２）委託者は本業務で作成された資料を無償で利用できるものとする。

（３）受託者は本業務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に業務の一部を委託するときには、書面にて本町の承諾を得るものとする。

（４）本仕様書「４　業務内容詳細」において、本業務を履行するにあたり、想定と異なることが発生した際には速やかに委託者と協議を行い、修正・代替え案を提示し修正を行うこと。

（５）受託者は本仕様書及び本業務のプロポーザル実施に伴い提出する企画提案書に基づいた業務の遂行に努めること。

（６）受託者は本業務の実施にあたり、関係諸法令及び関連条例等の順守を徹底すること。

（７）本仕様書に定めのない事項については、その都度委託者と協議の上、決定するものとする。